

兵庫県立飾磨工業高等学校図書館における図書の除籍基準

平成28年4月1日

兵庫県立飾磨工業高等学校図書館が所有する図書の除籍に関してはこの基準に基づいて行う

- 1 図書館資料が紛失した場合
 - (1) 天災、火災などの不慮の災害により滅失したもの
 - (2) 帯出者の不注意により紛失し、同一資料の弁償が不可能なもの
 - (3) 帯出者の転校・卒業などにより督促ができず、回収が不可能なもの
 - (4) 蔵書点検の結果、所在が不明なもの
- 2 物理的に劣化が激しく、修復が不可能なもの(汚損、破損など)
- 3 内容が資料的価値を失っている場合
 - (1) 一般図書については刊行後、20年前後経過しているもの
 - (2) 記述に変更せざるを得ない事実があるもの
 - (3) 現代の社会情勢を反映していないもの
 - (4) 高校生の興味、関心からあまりにもかけ離れているもの
 - (5) 教職員の利用に役立つと思われる内容からあまりにもかけ離れているもの
- 4 利用頻度が著しく低いもの
 - (1) 利用頻度が著しく低いもののうち複本がある場合は、状態の良い一冊を残す
※1 複本とは、装丁・内容等が全く同一で登録してあるものが数冊あるものこと
※2 初版本・復刻本・署名入りの本などは、互いに複本と呼ばない
- 5 上記1～4に関わらず、以下の資料(1)～(3)は除籍の対象外とする
 - (1) 郷土資料
 - (2) 貴重書・美術書・等
 - (3) 記念誌・研究調査資料等
 - (4) 上記(1)～(3)に該当するものであっても、書籍類の個別事情を鑑みて除籍対象とすることができる
- 6 各種メディアについて
 - (1) 各種メディアについては、書籍類と同様に扱うものとする
 - (2) 時代趨勢に従い、次世代メディアへ変換移行出来るものについては、変換するものとする
 - (3) メディアの内容を変換・コピー等する場合は、著作権法等への配慮を欠かないものとする
- 7 書籍等の棚卸し等について
 - (1) 年に1回以上、図書部で実施するものとする
 - (2) 図書部が管理する視聴覚機器等についても書籍類と同様に台帳管理するものとする
 - (3) 未登録のものがあつた場合、時期を見て速やかに登録を行うものとする
- 8 除籍図書等の処理について
 - (1) 県の条例等の関連する法令に従い、適切に処理するものとする
 - (2) 除籍図書等を再販業者等に直接売するなどして個人的に利益を得てはいけない
 - (3) 除籍の対象物については、図書部で協議のうえ校長の決裁を経て決定するものとする